

令和4年門審第11号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a 1

職 名 A機関長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和3年4月7日09時56分半少し過ぎ

鹿児島港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総トン数	13トン	
登録長	11.96メートル	6.27メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	540キロワット	66キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室を配し、同室前部中央にGPSプロッターを、同部右舷側に機関遠隔操縦装置を、同部左舷側にレーダー2台、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ備えたまぐろはえ縄漁業に従事するFRP製漁船で、船長a2及びa1受審人ほか3人が乗り組み、操業の目的で、令和3年3月29日23時00分宮崎県細島港を発し、鹿児島県屋久島南東方沖合及び同県種子島南東方沖合の漁場で操業したのち、船首0.9メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、越えて4月6日22時00分漁場を発進して鹿児島港本港区に向かった。

ところで、a1受審人は、機関長として乗り組んでいたものの、操船経験が豊富だったので、a2船長と交替で船橋当直に就き、平素、鹿児島湾内の航行を任されていた。

また、a1受審人は、航行中、操舵室中央床面に座った姿勢で前方を見通すと、船首楼甲板により正船首から両舷約15度の各範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素、適宜操舵室外に出て船首方を確認するなど、船首死角を補う見張りを行っていた。

a1受審人は、翌7日08時00分鹿児島県知林ヶ島東方沖合で、a2船長と交替して単独の船橋当直に就き、レーダー1台及びGPSプロッターを作動させ、操舵室床面に座った姿勢で操船に当たり、08時04分少し過ぎ神瀬灯台から162度（真方位、以下同じ。）

18.0海里の地点で、針路を340度に定めて自動操舵とし、8.9ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

09時53分半少し過ぎ a 1 受審人は、神瀬灯台から178度1.65海里の地点に達したとき、正船首820メートルのところに、Bを視認することができ、Bが錨泊中であることを示す黒色球形形象物を掲げてほとんど移動しないことから、錨泊中であることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、今まで神瀬灯台南方沖合で釣り船を見かけたことがなかったので、航行の支障となる他船はいないものと思い、適宜操舵室外に出て船首方を確認するなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 1 受審人は、Bを避けることなく続航し、09時56分半少し過ぎ神瀬灯台から183度1.15海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その右舷船首部がBの船尾部左舷側に後方から20度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

a 2 船長は、船室で休憩中、乗組員からの連絡で衝突したことを知り、昇橋して事後の措置に当たった。

また、Bは、船体中央に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置及びGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、b 受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日05時30分鹿児島港の係留地を発し、神瀬灯台南方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、06時10分衝突地点付近の釣り場に到着後、船首を

北方に向けて機関を停止し、直径12ミリメートル長さ150メートルの合成繊維製錨索を連結した重さ10キログラムのバーフッカーアンカーを水深50メートルの海中に投入し、錨索を80メートル伸出して船首部のクリートに止め、黒色球形形象物を掲げ、錨泊を開始して船尾甲板で釣りを行った。

b受審人は、09時50分半衝突地点付近で、右舷船尾方1海里のところに、北上するAを初認し、09時53分半少し過ぎ衝突地点で、船首が000度を向いていたとき、同船が右舷船尾20度820メートルのところとなり、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するのを認め、Aに対して携帯ホーンにより注意喚起信号を行ったものの、避航する様子を見せなかったが、平素、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれたので、本件時もAが避けてくれるものと思い、錨索を切断して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、b受審人は、錨泊を続け、Bは、船首が000度に向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に擦過傷を生じ、Bは、船尾部左舷側に擦過傷等を生じたが、のち修理された。

(航法の適用)

本件は、鹿児島港において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、同港は港則法の適用港であるが、発生地点が防波堤の入口付近や航路内でなく、同法に適用できる航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、本件は、同法第38条及び第39条の船員

の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、鹿児島港において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 1 受審人は、鹿児島港において、同港本港区に向けて航行する場合、船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、適宜操舵室外に出て船首方を確認するなど、船首死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、今まで神瀬灯台南方沖合で釣り船を見かけたことがなかったので、航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、鹿児島港において、釣りをを行いながら錨泊中、Aが自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するのを認め、Aに対して携帯ホーンにより注意喚起信号を行ったものの、避航する様子を見せなかった場合、錨索を切断して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、平素、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれたので、本件時もAが避けてくれるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、錨泊を続けてAと衝突する事態を招き、同船及びB両船にそれぞれ損傷を

生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年11月15日

門司地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也